

令和7年度青森市自発的活動支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日厚生労働省障発第0801002号）及び青森市地域生活支援事業の実施に関する条例（平成18年青森市条例第68号）に基づき実施される自発的活動に対して、予算の範囲内で補助金を交付することにより、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の日常生活及び社会生活における自立と社会参加の促進に寄与し、もって共生社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自発的活動 障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等及びその家族又は地域住民等が自発的に行う営利を目的としない活動をいう。
- (2) 地域住民等 市内に在住、在勤又は在学している者及び市内に活動拠点がある障がい者団体等の構成員をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) ピアサポート活動 障がい者等及びその家族が互いの悩みの共有又は情報交換のできる交流会活動を行う事業
- (2) 災害対策活動 障がい者等を含めた地域における災害対策活動を行う事業
- (3) 孤立防止活動 地域で障がい者等が孤立することがないように見守り活動を行う事業
- (4) 社会活動 障がい者等が仲間と話し合い、自分たちの権利及び自立のための社会に働きかける活動又は障がい者等の社会復帰に関する活動を行う事業
- (5) ボランティア活動 障がい者等に対するボランティアの養成又は活動を行う事業
- (6) 理解促進啓発・研修活動 障がい及び障がい者等に対する理解を深めるため、地域住民等へ啓発及び研修を行う事業
- (7) その他の活動 第1号から前号までに掲げる事業以外で、補助金の交付目的を達成するために有効な活動であると市長が認めた事業

(補助対象団体)

第4条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 構成員が5人以上であること。
- (2) 営利を目的とした団体でないこと。
- (3) 社会福祉法人又は医療法人でないこと。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に規定する障害福祉サービス等を提供する特定非営利活動法人等でないこと。
- (5) 市内で活動が行われていること。
- (6) 定款、規約、会則等を定めていること。
- (7) 市税に未納の額がないこと又は次に掲げる要件に該当すること。
 - ア 前々年度までに納期限が到来している市税に未納の額がないこと。
 - イ 前年度以降に納期限が到来している市税について、市に対し分割納付の誓約をし、分割納付計画に定められた納期限までに分割納付していること。
 - ウ イの場合において、分割納付の履行を怠ったことがないこと。
- (8) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (9) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体でないこと。
- (10) 青森市暴力団排除条例(平成23年青森市条例第33号)第2条第2号に規定する暴力団員でない者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にない者
- (11) 補助対象事業につき、国、県、市、その他団体等が行う他の補助制度に基づく補助金等の交付決定を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費（補助対象事業以外の事業に係る経費と区分できない経費を除く。）とする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 需用費（食糧費及び一般食糧費を除く。）
- (4) 役務費
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) 委託料

2 前項の補助対象経費に、共催団体等からの負担金、寄附金及び協賛金並びに参加料及びその他の収入（以下「特定財源」という。）が充当される場合は、当該特定財源の額を補助対象経費の額から差し引いた額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、第3条に掲げる補助対象事業1つにつき、補助対象経費の3分の2又は50,000円のいずれか低い額以内の額（補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、予算の範囲内において交付するものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青森市自発的活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体概要書（様式第4号）
- (4) 定款、規約、会則等
- (5) 構成員名簿
- (6) 団体の活動内容が分かる資料
- (7) 市税の納税証明書又は市税の納付状況の確認に係る同意書
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、補助対象団体1団体につき、1年度に2つの補助対象事業までとする。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付の可否を決定した場合にあっては青森市自発的活動支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げの期日)

第9条 青森市補助金等の交付に関する規則（平成17年青森市規則第62号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(事業の変更及び廃止の申請)

第10条 第8条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）又は廃止しようとするときは、青森市自発的活動支援事業補助金変更等承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又はこの補助金の交付の決定に係る年度の末日のいずれか早い日までに、青森市自発的活動支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業報告書（様式第8号）
- （2） 収支決算書（様式第9号）
- （3） 補助対象経費に係る支出を証する書類の写し
- （4） 写真、チラシ等補助対象事業の実施状況が分かる資料
- （5） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の報告書等の提出を受けた場合においては、当該報告書等の内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、青森市自発的活動支援事業補助金額確定通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助対象事業の完了前に補助金を交付することがある。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、青森市自発的活動支援事業補助金請求書（様式第11号）（同項ただし書の規定により概算払による補助金の交付を受けようとする場合には、概算払による理由書及び請求金額の内訳を証する書類を含む。）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当したときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- （1） この要綱に基づく申請書類等に虚偽の記載をし、その他不正の行為があると認められるとき。
- （2） 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

- (3) 補助対象事業を廃止したとき。
- (4) 市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。
- (5) その他規則及びこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(状況調査等)

第16条 市長は、補助事業者に対し、補助金の使途について報告を求め、又は実地に調査することがある。

- 2 市長は、前項の報告又は調査の結果必要と認めたときは、補助事業者に対し、必要な指示をすることがある。

(経理状況)

第17条 補助事業者は、収支に関する帳票その他補助対象事業に係る諸記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、市長が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

- 2 前項の規定により作成した帳簿等は、補助対象事業の終了後10年間保存しなければならない。

(選定会議)

第18条 第8条第1項に規定する申請内容の審査及び補助金の交付決定の検討（以下「審査等」という。）を行うため、青森市自発的活動支援事業に係る補助事業者選定会議（以下「選定会議」という。）を設置する。

(組織)

第19条 選定会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は福祉部次長を、副議長は障がい者支援課長をもって充てる。
- 3 議長は、選定会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 福祉政策課長
 - (2) 指導監査課長

- (3) 介護保険課長
- (4) 高齢者支援課長
- (5) 生活福祉一課長
- (6) こども・若者政策課長
- (7) 市民協働推進課長

(会議)

第20条 選定会議は、議長が招集する。

- 2 選定会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 議長は、選定会議において審査等した事項について、その結果を市長に報告するものとする。
- 4 選定会議及びその内容については、非公開とする。
- 5 選定会議を招集する暇がないと議長が認めたときは、委員への持ち回り合議を経ることによって、選定会議の審査等があったものとみなす。
- 6 選定会議の庶務は、障がい者支援課において処理する。

(その他)

第21条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。